



資 料 編

資料 1 民間事業者による信書の送達に関する法律	P34
資料 2 民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則	P43
信書便に関するお問い合わせ先	P52

民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）

目次

- 第一章 総則（第一条－第五条）
- 第二章 一般信書便事業
 - 第一節 事業の許可（第六条－第十五条）
 - 第二節 業務（第十六条－第二十五条）
 - 第三節 監督（第二十六条－第二十八条）
- 第三章 特定信書便事業（第二十九条－第三十三条）
- 第四章 雑則（第三十四条－第四十二条）
- 第五章 罰則（第四十三条－第五十一条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、民間事業者による信書の送達の事業の許可制度を実施し、その業務の適正な運営を確保するための措置を講ずることにより、郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）と相まって、信書の送達の役務について、あまねく公平な提供を確保しつつ、利用者の選択の機会の拡大を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「信書」とは、郵便法第四条第二項に規定する信書をいう。

- 2 この法律において「信書便」とは、他人の信書を送達すること（郵便に該当するものを除く。）をいう。
- 3 この法律において「信書便物」とは、信書便の役務により送達される信書（その包装及びその包装に封入される信書以外の物を含む。）をいう。
- 4 この法律において「一般信書便役務」とは、信書便の役務であって、次の各号のいずれにも該当するものをいう。
 - 一 長さ、幅及び厚さがそれぞれ四十センチメートル、三十センチメートル及び三センチメートル以下であり、かつ、重量が二百五十グラム以下の信書便物を送達するもの
 - 二 国内において信書便物が差し出された日から三日（国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日その他総務省令で定める日の日数は、算入しない。）以内（信書便物が、地理的条件、交通事情その他の条件を勘案して総務省令で定める地域から差し出され、又は当該地域にあてて差し出される場合にあつては、三日を超え二週間を超えない範囲内で総務省令で定める日数以内）に当該信書便物を送達するもの
- 5 この法律において「一般信書便事業」とは、信書便の役務を他人の需要に応ずるために提供する事業であって、その提供する信書便の役務のうちに一般信書便役務を含むものをいう。
- 6 この法律において「一般信書便事業者」とは、一般信書便事業を営むことについて第六条の許可を受けた者をいう。
- 7 この法律において「特定信書便役務」とは、信書便の役務であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
 - 一 長さ、幅及び厚さの合計が九十センチメートルを超え、又は重量が四キログラムを超える信書便物を送達するもの
 - 二 信書便物が差し出された時から三時間以内に当該信書便物を送達するもの
 - 三 その料金の額が千円を下回らない範囲内において総務省令で定める額を超えるもの

- 8 この法律において「特定信書便事業」とは、信書便の役務を他人の需要に応ずるために提供する事業であって、その提供する信書便の役務が特定信書便役務のみであるものをいう。
- 9 この法律において「特定信書便事業者」とは、特定信書便事業を営むことについて第二十九条の許可を受けた者をいう。

（郵便法の適用除外）

第三条 郵便法第四条第二項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

- 一 一般信書便事業者が信書便物の送達を行う場合
- 二 特定信書便事業者が特定信書便役務に係る信書便物の送達を行う場合
- 三 一般信書便事業者又は特定信書便事業者から信書便の業務の一部の委託を受けた者が当該委託に係る信書便物の送達を行う場合
- 四 一般信書便事業者又は特定信書便事業者と信書の送達の事業に関する協定又は契約を締結した外国信書便事業者（外国の法令に準拠して外国において信書の送達の事業を行う者をいう。以下同じ。）が当該協定又は契約に基づき信書便物の送達を行う場合

（検閲の禁止）

第四条 一般信書便事業者又は特定信書便事業者の取扱中に係る信書便物の検閲は、してはならない。

（秘密の保護）

- 第五条 一般信書便事業者又は特定信書便事業者の取扱中に係る信書の秘密は、侵してはならない。
- 2 信書便の業務に従事する者は、在職中信書便物に関して知り得た他人の秘密を守らなければならない。その職を退いた後においても、同様とする。

第二章 一般信書便事業

第一節 事業の許可

（事業の許可）

第六条 一般信書便事業を営もうとする者は、総務大臣の許可を受けなければならない。

第七条 （略）

（欠格事由）

第八条 次の各号のいずれかに該当する者は、第六条の許可を受けることはできない。

- 一 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 二 一般信書便事業又は特定信書便事業の許可の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者（当該許可を取り消した者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の通知が到達した日（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条第一項の通知が到達した日（同条第三項により通知が到達したものとみなされた日を含む。）をいう。）前六十日以内にその法人の役員であった者で当該取消しの日から二年を経過しないものを含む。）
- 三 法人であって、その役員のうちに前二号のいずれかに該当する者のあるもの

第九条 （略）

（氏名等の変更）

第十条 一般信書便事業者は、第七条第一項第一号又は第三号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

(事業計画の遵守義務)

第十一条 一般信書便事業者は、その業務を行う場合には、第六条の許可に係る事業計画（以下この章において単に「事業計画」という。）に定めるところに従わなければならない。

(事業計画の変更)

第十二条 一般信書便事業者は、事業計画の変更（第三項に規定するものを除く。）をしようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

2 第九条の規定は、前項の認可について準用する。

3 一般信書便事業者は、総務省令で定める軽微な事項に関する事業計画の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

(事業の譲渡し及び譲受け等)

第十三条 一般信書便事業の譲渡し及び譲受けは、総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 一般信書便事業者たる法人の合併及び分割は、総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、一般信書便事業者たる法人と一般信書便事業を営まない法人が合併する場合において一般信書便事業者たる法人が存続するとき、又は一般信書便事業者たる法人が分割をする場合において一般信書便事業を承継させないときは、この限りでない。

3 第八条及び第九条の規定は、前二項の認可について準用する。

4 第一項の認可を受けて一般信書便事業を譲り受けた者又は第二項の認可を受けて一般信書便事業者たる法人が合併若しくは分割をした場合における合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により一般信書便事業を承継した法人は、第六条の許可に基づく権利義務を承継する。

(相続)

第十四条 一般信書便事業者が死亡した場合において、相続人（相続人が二人以上ある場合においてその協議により当該一般信書便事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者。次項において同じ。）が被相続人の営んでいた一般信書便事業を引き続き営もうとするときは、被相続人の死亡後六十日以内に、総務大臣の認可を受けなければならない。

2 相続人が前項の認可の申請をした場合には、被相続人の死亡の日からその認可をする旨又はその認可をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人に対してした一般信書便事業の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。

3 第八条及び第九条の規定は、第一項の認可について準用する。

4 第一項の認可を受けた者は、被相続人に係る第六条の許可に基づく権利義務を承継する。

第十五条・第十六条（略）

(信書便約款)

第十七条 一般信書便事業者は、信書便の役務に関する提供条件（料金及び総務省令で定める事項に係るものを除く。）について信書便約款を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 信書便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項、信書便の役務に関する料金の収受に関する事項その他一般信書便事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。

二 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

第十八条（略）

（一般信書便役務の提供義務等）

第十九条（略）

2（略）

- 3 一般信書便事業者は、第十七条第一項の認可を受けた信書便約款によらなければ一般信書便役務以外の信書便の役務を提供してはならない。

（信書便物であることの表示）

第二十条 一般信書便事業者は、信書便物を引き受けたとき、又は信書の送達の事業に関する協定若しくは契約を締結した外国信書便事業者から信書便物を引き渡されたときは、総務省令で定める場合を除き、総務省令で定めるところにより、当該信書便物の表面の見やすい所に当該一般信書便事業者の取扱いに係る信書便物であることを表示しなければならない。

（還付できない信書便物の措置）

第二十一条 一般信書便事業者は、受取人不明その他の事由により信書便物を送達することができない場合において、差出人不明その他の事由により当該信書便物を差出人に還付することができないときは、総務省令で定めるところにより、当該信書便物を開くことができる。

- 2 一般信書便事業者は、前項の規定により当該信書便物を開いてもなお当該信書便物を送達し、又は差出人に還付することができないときは、総務省令で定めるところにより、当該信書便物を管理しなければならない。

（信書便管理規程）

第二十二条 一般信書便事業者は、その取扱中に係る信書便物の秘密を保護するため、総務省令で定めるところにより、信書便の業務の管理に関する事項について信書便管理規程を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 総務大臣は、信書便管理規程が一般信書便事業者の取扱中に係る信書便物の秘密を保護するものとして適当であると認めるときは、前項の認可をしなければならない。
- 3 一般信書便事業者及びその従業者は、信書便管理規程を守らなければならない。

（業務の委託）

第二十三条 一般信書便事業者は、信書便の業務の一部を委託しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

- 2 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。
 - 一 当該委託を必要とする特別の事情があること。
 - 二 受託者が当該業務を行うのに適している者であること。

（他の一般信書便事業者との協定等）

第二十四条 一般信書便事業者は、他の一般信書便事業者又は特定信書便事業者と信書の送達の事業に関する協定又は契約（信書便の業務の一部の委託に関するものを除く。次項及び次条において同じ。）を締結しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

- 2 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。
 - 一 当該協定又は契約の締結を必要とする特別の事情があること。
 - 二 一般信書便役務を提供するための協定又は契約でないこと。

第二十五条 一般信書便事業者は、外国信書便事業者と信書の送達の事業に関する協定又は契約を締結しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

第三節 監督

(事業計画の遵守命令)

第二十六条 総務大臣は、一般信書便事業者が第十一条の規定に違反していると認めるときは、当該一般信書便事業者に対し、事業計画に従い業務を行うべきことを命ずることができる。

(事業改善の命令)

第二十七条 総務大臣は、一般信書便事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、一般信書便事業者に対し、次に掲げる事項を命ずることができる。

- 一 事業計画、信書便約款又は信書便管理規程を変更すること。
- 二 (略)
- 三 前二号に掲げるもののほか、事業の運営を改善するために必要な措置をとること。

(許可の取消し等)

第二十八条 総務大臣は、一般信書便事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以内において期間を定めて事業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は第六条の許可を取り消すことができる。

- 一 この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は許可若しくは認可に付した条件に違反したとき。
- 二 第八条第一号又は第三号に該当するに至ったとき。

第三章 特定信書便事業

(事業の許可)

第二十九条 特定信書便事業を営もうとする者は、総務大臣の許可を受けなければならない。

(許可の申請)

第三十条 前条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 信書便物の送達の方法その他総務省令で定める事項に関する事業計画
 - 三 他に事業を行っているときは、その事業の種類
- 2 前項の申請書には、事業収支見積書その他総務省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(許可の基準)

第三十一条 総務大臣は、第二十九条の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、同条の許可をしてはならない。

- 一 その事業の計画が信書便物の秘密を保護するため適切なものであること。
- 二 前号に掲げるもののほか、その事業の遂行上適切な計画を有するものであること。
- 三 その事業を適確に遂行するに足る能力を有するものであること。

(事業の休止及び廃止)

第三十二条 特定信書便事業者は、その事業を休止し、又は廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

（準用）

第三十三条 第八条の規定は特定信書便事業の許可について、第十条から第十四条まで、第十七条、第十九条第三項、第二十条から第二十八条まで（第二十七条第二号を除く。）の規定は特定信書便事業者についてそれぞれ準用する。この場合において、第八条、第十一条、第十三条第四項、第十四条第四項及び第二十八条中「第六条」とあるのは「第二十九条」と、第十条中「第七条第一項第一号又は第三号」とあるのは「第三十条第一項第一号又は第三号」と、第十二条第二項、第十三条第三項及び第十四条第三項中「第九条」とあるのは「第三十一条」と、第十九条第三項中「一般信書便役務以外の信書便の役務」とあるのは「特定信書便役務」と、第二十七条第三号中「前二号」とあるのは「第一号」と読み替えるものとする。

第四章 雑則

（許可等の条件）

第三十四条 この法律に規定する許可又は認可には、条件又は期限を付し、及びこれを変更することができる。

- 2 前項の条件又は期限は、許可又は認可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該許可又は認可を受ける者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

（適用除外）

第三十五条 第六条及び第二十九条の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

- 一 運送業者がその運送方法により貨物に添付する無封の添え状又は送り状の送達を行う場合
- 二 一般信書便事業者又は特定信書便事業者から信書便の業務の一部の委託を受けた者が当該委託に係る信書便物の送達を行う場合
- 三 一般信書便事業者又は特定信書便事業者と信書の送達の事業に関する協定又は契約を締結した外国信書便事業者が当該協定又は契約に基づき信書便物の送達を行う場合

（報告の徴収及び立入検査）

第三十六条 総務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、総務省令で定めるところにより、一般信書便事業者又は特定信書便事業者に対し、その事業に関し、報告をさせることができる。

- 2 総務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、一般信書便事業者又は特定信書便事業者の事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況若しくは事業の用に供する施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 4 第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（審議会等への諮問）

第三十七条 総務大臣は、次に掲げる場合には、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるもの（次条第二項において「審議会等」という。）に諮問しなければならない。

- 一 第二条第四項第二号、同条第七項第三号、第九条第二号又は第十六条第二項第二号の総務省令を制定し、又は改廃しようとするとき。
- 二 第六条若しくは第二十九条の規定による許可又は第十二条第一項、第十七条第一項若しくは第二十二條第一項（これらの規定を第三十三条において準用する場合を含む。）の規定による認可をしようとするとき。
- 三 第二十七条（第三十三条において準用する場合を含む。）の規定による命令をし、又は第二十八条第一号（第三十三条において準用する場合を含む。）の規定による許可の取消しをしようとする

とき。

(聴聞の特例)

第三十八条 総務大臣は、第二十六条から第二十八条まで（これらの規定を第三十三条において準用する場合を含む。）の規定による処分をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 前項に規定する処分に係る聴聞を行う場合において、当該処分が前条の規定により審議会等に諮問すべきこととされている処分であるときは、当該処分に係る聴聞の主宰者は、審議会等の委員のうちから、審議会等の推薦により指名するものとする。

3 第一項に規定する処分に係る聴聞の主宰者は、行政手続法第十七条第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

(不服申立ての手続における意見の聴取)

第三十九条 この法律の規定による処分についての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定は、審査請求人又は異議申立人に対し、相当な期間を置いて予告をした上、意見の聴取をした後に行なければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 第一項の意見の聴取に際しては、審査請求人又は異議申立人及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(総務省令への委任)

第四十条 この法律に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、総務省令で定める。

(経過措置)

第四十一条 この法律の規定に基づき総務省令を制定し、又は改廃する場合においては、その総務省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

(権限の委任)

第四十二条 この法律に規定する総務大臣の権限は、総務省令で定めるところにより、その一部を総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長に委任することができる。

第五章 罰則

第四十三条 一般信書便事業者又は特定信書便事業者の取扱中に係る信書便物を正当の事由なく開き、き損し、隠匿し、放棄し、又は受取人でない者に交付した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）の罪に触れるときは、その行為者は、同法の罪と比較して、重きに従って処断する。

2 前項の罪の未遂は、罰する。

第四十四条 一般信書便事業者又は特定信書便事業者の取扱中に係る信書の秘密を侵した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 信書便の業務に従事する者が前項の行為をしたときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

3 前二項の罪の未遂は、罰する。

第四十五条 第二十八条（第三十三条において準用する場合を含む。）の規定による事業の停止の命令

に違反した者は、一年以下の懲役又は百五十万円以下の罰金に処する。

第四十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第一項（第三十三条において準用する場合を含む。）の規定に違反して事業計画を変更した者
- 二・三 （略）
- 四 第十九条第二項の規定又は同条第三項の規定（第三十三条において準用する場合を含む。）の規定に違反して信書便の役務を提供した者
- 五 第二十二條第一項（第三十三条において準用する場合を含む。）の規定に違反して信書便の業務を行った者
- 六 第二十三条第一項（第三十三条において準用する場合を含む。）の規定に違反して信書便の業務の一部を委託した者
- 七 第二十四条第一項又は第二十五条（これらの規定を第三十三条において準用する場合を含む。）の規定に違反して協定又は契約を締結した者
- 八 第二十六条又は第二十七条（これらの規定を第三十三条において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者
- 九 第三十六条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 十 第三十六条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第四十七条 次の各号のいずれかに該当する物を一般信書便事業者又は特定信書便事業者に信書便物として差し出した者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 爆発性、発火性その他の危険性のある物で総務大臣の指定するもの
 - 二 毒薬、劇薬、毒物又は劇物（官公署、医師、歯科医師、獣医師、薬剤師又は毒劇物営業者が差し出すものを除く。）
 - 三 生きた病原体又は生きた病原体を含有し、若しくは生きた病原体が付着していると認められる物（官公署、細菌検査所、医師又は獣医師が差し出すものを除く。）
 - 四 法令に基づき移動又は頒布を禁止された物
- 2 前項の場合において、犯人が信書便物として差し出した物は没収する。

第四十八条 詐欺、恐喝又は脅迫の目的をもって、真実に反する住所、居所、所在地、氏名、名称又は通信文を記載した信書便物を一般信書便事業者又は特定信書便事業者に差し出し、又は他人に差し出させた者は、五十万円以下の罰金に処する。

第四十九条 信書便の業務に従事する者が重大な過失によって信書便物を失ったときは、三十万円以下の罰金に処する。

第五十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第四十四条第二項若しくは第三項（同条第二項に係る部分に限る。）、第四十五条又は第四十六条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第五十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

- 一 第十条若しくは第十二条第三項（これらの規定を第三十三条において準用する場合を含む。）又は第三十二条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第十八条の規定による掲示をせず、又は虚偽の提示をした者

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、第三十七条（第一号に係る部分に限る。次条第一項において同じ。）の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 第三十七条の規定の施行の日から日本郵政公社法施行法（平成十四年法律第九十八号）の施行の日の前日までの間における同条の規定の適用については、同条中「審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるもの（次条第二項において「審議会等」という。）」とあるのは、「郵政審議会」とする。

2 前項に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成十七年十月二十一日法律第百二号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。

郵便法（昭和 22 年法律第 165 号）

第一章 総則

第四条（事業の独占） 会社以外の者は、何人も、郵便の業務を業とし、また、会社の行う郵便の業務に従事する場合を除いて、郵便の業務に従事してはならない。ただし、会社が、契約により会社のため郵便の業務の一部を委託することを妨げない。

② 会社（契約により会社から郵便の業務の一部の委託を受けた者を含む。）以外の者は、何人も、他人の信書（特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書をいう。以下同じ。）の送達を業としてはならない。二以上の人又は法人に雇用され、これらの人又は法人の信書の送達を継続して行う者は、他人の信書の送達を業とする者とみなす。

③ 運送営業者、その代表者又はその代理人その他の従業者は、その運送方法により他人のために信書の送達をしてはならない。ただし、貨物に添付する無封の添え状又は送り状は、この限りでない。

④ 何人も、第二項の規定に違反して信書の送達を業とする者に信書の送達を委託し、又は前項に掲げる者に信書（同項ただし書に掲げるものを除く。）の送達を委託してはならない。

第五章 罰則

第七十六条（事業の独占を乱す罪） 第四条の規定に違反した者は、これを三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

② 前項の場合において、金銭物品を取得したときは、これを没収する。既に消費し、又は譲渡したときは、その価額を追徴する。

目次

- 第一章 総則（第一条－第四条）
- 第二章 一般信書便事業
 - 第一節 事業の許可（第五条－第十九条）
 - 第二節 業務（第二十条－第三十四条）
- 第三章 特定信書便事業（第三十五条－第四十条）
- 第四章 雑則（第四十一条－第四十九条）
- 附則

第一章 総則

（用語）

第一条 この省令において使用する用語は、民間事業者による信書の送達に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

第二条・第三条 （略）

（特定信書便役務の料金の額）

第四条 法第二条第七項第三号の総務省令で定める額は、次のとおりとする。

- 一 引受地及び配達地のいずれもが国内にある信書便の役務の内容 千円
 - 二 引受地又は配達地のいずれかが外国にある信書便の役務（以下「国際信書便の役務」という。）の料金の額 別表に定める額
- 2 国際信書便の役務の引受地が外国にある場合における前項第二号の規定の適用に係る外国通貨の本邦通貨への換算は、当該役務の料金が納付された日における外国為替相場（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第七条第一項に規定する基準外国為替相場又は裁定外国為替相場をいう。）を用いて行うものとする。

第五条～第十条 （略）

（氏名等の変更の届出）

第十一条 法第十条の届出をしようとする者は、当該変更が行われたことを証する書類を添えて、様式第四の届出書を提出しなければならない。

（事業計画の変更の認可の申請）

第十二条 法第十二条第一項の変更の認可を受けようとする者は、様式第五の申請書に、第七条に掲げる書類のうち事業計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添えて提出しなければならない。

第十三条 （略）

（事業計画の変更の認可の申請又は届出に関する手続の省略）

第十四条 法第十三条第一項の一般信書便事業の譲渡し及び譲受け、同条第二項の一般信書便事業者たる法人の合併若しくは分割、法第十四条第一項の相続、法第二十三条第一項の信書便の業務の一部の委託又は法第二十四条第一項若しくは第二十五条の信書の送達の事業に関する協定若しくは契約の認可を受けようとする一般信書便事業者は、これらの事由に伴って事業計画を変更しようとする

るときには、当該認可の申請書に事業計画について変更しようとする事項を記載した書類（新旧の対照を明示すること。）及び第七条に掲げる書類のうち事業計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付することにより、当該事業計画の変更の認可の申請又は届出に関する手続を省略することができる。

（事業の譲渡し及び譲受けの認可の申請）

第十五条 法第十三条第一項の認可を受けようとする者は、様式第七の申請書に、次の書類を添えて提出しなければならない。

- 一 譲渡しに関する契約書の写し
- 二 譲渡価額の算出の根拠その他譲渡の実施に関する細目を記載した書類
- 三 譲受けに要する資金の額及び調達方法を記載した書類
- 四 譲受人の譲受けの日以降における様式第二の事業収支見積書
- 五 譲受人が一般信書便事業者以外の者であるときは、第七条第二項第八号及び第九号に掲げる書類並びに他に行っている事業の種類を記載した書類

（法人の合併及び分割の認可の申請）

第十六条 法第十三条第二項の認可を受けようとする者は、様式第八の申請書に、次の書類を添えて提出しなければならない。

- 一 合併に関する契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し
- 二 合併又は分割の条件に関する説明書
- 三 合併又は分割の日以降における様式第二の事業収支見積書
- 四 合併後存続する法人若しくは合併により設立する法人又は当該分割により一般信書便事業を承継する法人が一般信書便事業者以外の者であるときは、第七条第二項第八号及び第九号に掲げる書類並びに他に行っている事業の種類を記載した書類

（相続人の事業継続の認可の申請）

第十七条 法第十四条第一項の認可を受けようとする者は、様式第九の申請書に、次の書類を添えて提出しなければならない。

- 一 申請者と被相続人との続柄を証する書類
- 二 申請者の履歴書及び資産目録
- 三 申請者以外に相続人があるときは、その者の氏名及び住所を記載した書面並びに当該申請に対する同意書
- 四 申請者が一般信書便事業者以外の者であるときは、第七条第二項第九号に掲げる書類及び他に行っている事業の種類を記載した書類

第十八条～第二十三条 （略）

（信書便約款の認可の申請）

第二十四条 法第十七条第一項の認可を受けようとする者は、様式第十三の申請書に、信書便約款（変更の認可申請の場合は、信書便約款の新旧対照）を添えて提出しなければならない。

2 法第十七条第一項の信書便約款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 信書便の役務の名称及び内容
- 二 信書便物の引受けの条件
- 三 信書便物の配達の方法
- 四 信書便物の転送及び還付の条件
- 五 信書便物の送達日数
- 六 信書便の役務に関する料金の収受及び払戻の方法

- 七 送達責任の始期及び終期並びに損害賠償の条件
- 八 その他信書便約款の内容として必要な事項

（信書便約款の認可を要しない提供条件）

第二十五条 法第十七条第一項の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 信書便の役務の利用に際して利用者が記載する事項に関する書類の様式その他の利用者の権利及び義務に重要な関係を有しない信書便の役務に関する提供条件
- 二 信書便の役務の種類及び期間を限定して試験的に提供する信書便の役務に関する提供条件

第二十六条 （略）

（信書便物であることの表示を要しない場合）

第二十七条 法第二十条の総務省令で定める場合は、次のとおりとする。

- 一 次条第二項第一号及び第二号に掲げる事項が表示されている信書便物を他の一般信書便事業者又は特定信書便事業者から引き渡されたとき。
- 二 差し出された信書便物に次条第二項第一号及び第二号（国際信書便の役務により送達される信書便物にあっては、同項第一号、第二号及び第四号）に掲げる事項が表示されている場合であつて、かつ、一般信書便事業者が当該信書便物に同項第三号に掲げる事項を表示しないことについて当該信書便物の差出人が同意しているとき。

（信書便物であることの表示の方法）

第二十八条 法第二十条の信書便物であることの表示は、一般信書便事業者が、信書便物を受け取った後、又は外国信書便事業者から信書便物を引き渡された後、速やかに行わなければならない。

2 前項の表示は、次に掲げる事項を信書便物の表面に明瞭に記載しなければならない。

- 一 信書便物であることを示す表示
- 二 一般信書便事業者の氏名若しくは名称又は一般信書便事業者を示す標章
- 三 信書便物を受け取った日
- 四 外国信書便事業者と協定又は契約を締結して行う国際信書便の役務により外国にあてて送達される信書便物にあっては、前三号に掲げる事項のほか、当該信書便物を取り扱う当該外国信書便事業者の氏名若しくは名称又は当該外国信書便事業者を示す標章

（還付できない信書便物の開披の方法）

第二十九条 一般信書便事業者は、法第二十一条第一項の規定により信書便物を開くときには、その事業場において信書便管理規程に基づき選任された信書便の業務を管理する者（第三十一条において「信書便管理者」という。）の立会いの下でこれを行い、当該信書便物を送達し、又は還付するために必要な事項を確認した後は、直ちに当該信書便物を修補しなければならない。

（開いてもなお還付できない信書便物の管理の方法）

第三十条 一般信書便事業者は、法第二十一条第二項の規定により信書便物を管理するときには、前条の規定による修補を行った後、その事業場の施錠できる場所において当該信書便物を保管し、その交付の請求又は照会に対して、速やかに回答できるようにするため、その処理状況を記録しなければならない。

2 一般信書便事業者は、前項の規定により保管した信書便物で有価物でないものにあつては、その保管を開始した日から三月以内にその交付を請求する者がいないときには、当該信書便物に記された内容を判読することができないように裁断その他の措置を講じた上でこれを棄却し、有価物で滅失若しくはき損のおそれがあるもの又はその保管に過分の費用を要するものにあつては、これを売却することができる。この場合において、当該一般信書便事業者は、売却費用を控除した売却代金の

残額を保管しなければならない。

- 3 一般信書便事業者は、第一項の規定により当該信書便物の保管を開始した日から一年以内にその交付を請求する者がいないときには、前項の規定により売却された有価物以外の有価物及び同項の規定により保管される売却代金を処分することができる。

(信書便管理規程の認可の申請)

第三十一条 法第二十二條第一項の認可を受けようとする者は、様式第十四の申請書に、信書便管理規程(変更の認可申請の場合は、信書便管理規程の新旧対照)を添えて提出しなければならない。

- 2 法第二十二條第一項の信書便管理規程には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 信書便管理者の事業場ごとの選任及び次に掲げる事項を職務に含むその具体的な職務の内容

イ 信書便の業務の監督

ロ 顧客の情報及び信書便物の管理

二 信書便差出箱の点検その他の管理方法及び信書便物の引受け、配達その他の信書便の業務における信書便物の秘密の保護に配慮した作業方法

三 事故若しくは犯罪行為の発生又は犯罪捜査時の信書便管理者その他の信書便の業務に従事する者がとるべき報告、記録その他の措置

四 信書便の業務に従事する者に対する教育及び訓練の実施

(業務の委託の認可の申請)

第三十二条 法第二十三條第一項の認可を受けようとする者は、様式第十五の申請書に、次の書類を添えて提出しなければならない。

一 受託者が法第八条各号に該当しないことを示す書類

二 委託契約書の写し

三 信書便物の授受の方法その他の委託の実施方法に関する細目を記載した書類

- 2 前項の規定による申請書の提出は、総務大臣がその都度の申請の必要がないと認める場合においては、一定の期間内の委託に関し一括して行うことができる。この場合においては、申請書の記載事項及び添付書類のうち総務大臣が必要がないと認めるものの記載及び添付を省略することができる。

(他の一般信書便事業者との協定等の認可の申請)

第三十三条 法第二十四條第一項の認可を受けようとする者は、様式第十六の申請書に、次の書類を添えて提出しなければならない。

一 協定書又は契約書の写し

二 協定又は契約の実施方法の細目を記載した書類

(外国信書便事業者との協定等の認可の申請)

第三十四条 法第二十五條の認可を受けようとする者は、様式第十七の申請書に、次の書類を添えて提出しなければならない。

一 協定書又は契約書の写し

二 協定又は契約を締結しようとする外国信書便事業者に関する次に掲げる書類

イ 協定又は契約を締結しようとする相手方が外国において当該外国の法令に準拠して信書の送達の事業を行うことができることを証する書類

ロ 外国信書便事業者の取扱中における信書便物の責任に関する事項が適正かつ明確に定められている当該外国信書便事業者の約款その他の取扱内容を記載した書類

第三章 特定信書便事業

(事業の許可の申請)

第三十五条 法第三十條第一項の申請書は、様式第十八によるものとする。

（事業計画）

第三十六条 法第三十条第一項第二号の事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 特定信書便役務の種類
- 二 信書便物の引受けの方法
- 三 信書便物の配達の方法
- 四 法第二条第七項第二号に係る特定信書便役務を提供しようとする場合にあっては、前三号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項
 - イ 提供区域又は区間
 - ロ 信書便物の送達に用いる送達手段
 - ハ 信書便物の送達が車両によって行われる場合にあっては、その事業の計画が道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）の規定及び同法に基づく命令の規定を遵守するために適切なものであることを示す事項
- 五 国際信書便の役務にあっては、当該役務に係る外国の国名、地域名又は地名

（添付書類）

第三十七条 法第三十条第二項の事業収支見積書は、様式第二によるものとする。

2 法第三十条第二項の総務省令で定める事項を記載した書類は、次のとおりとする。

- 一 信書便管理規程の概要を記載した書類
 - 二 信書便の業務の一部を委託する場合は、受託者との契約書の写し又はその計画を記載した書類
 - 三 他の一般信書便事業者若しくは特定信書便事業者又は外国信書便事業者と信書の送達の事業に関する協定又は契約を締結する場合は、その者との協定書若しくは契約書の写し又はその計画を記載した書類
 - 四 特定信書便役務の内容を記載した書類
 - 五 信書便物の送達に自動車その他の輸送手段を使用する場合であって行政庁の許可その他の処分を要するときは、その許可証等の写し（許可等の申請をしている場合は、その申請書の写し）又はその手続の状況を記載した書類
 - 六 事業開始予定の日を記載した書類
 - 七 様式第三による事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
 - 八 国際信書便の役務を提供する場合は、当該役務に係る外国の法令に準拠して信書の送達の事業を行うことができることを証する書類
 - 九 当該許可を受けようとする申請者の次に掲げる区分に応じ、次に掲げる書類
 - イ 既存の法人 定款又は寄附行為及び登記簿の謄本、最近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書並びに役員又は社員の名簿及び履歴書
 - ロ 株式会社を設立しようとする者 定款の謄本、発起人、社員又は設立者の名簿及び履歴書並びに株式の引受け又は出資の状況及び見込みを記載した書類
 - ハ ロ以外の法人を設立しようとする者 定款又は寄附行為の謄本並びに発起人、社員又は設立者の名簿及び履歴書
 - ニ 個人 資産目録、氏名、住所及び生年月日を証する書類並びに履歴書
 - ホ 外国人 国内における住所又は居所を証する書類
 - ヘ 外国法人 国内における代表者の氏名並びに主たる営業所の名称及び所在地を証する書類
 - 十 法第八条各号に該当しないことを示す書類
- 3 法第二十九条の許可及び法第三十三条において準用する法第二十二条第一項の認可の申請を同時に行う場合にあっては、法第三十条第二項の総務省令で定める事項を記載した書類は、前項の規定にかかわらず、同項第二号から第十号までに掲げる書類とする。

(事業の休止及び廃止の届出)

第三十八条 法第三十二条の届出をしようとする者は、様式第十九の届出書を提出しなければならない。

(軽微な変更の届出)

第三十九条 法第三十三条において準用する法第十二条第三項の総務省令で定める軽微な事項に関する事業計画の変更は、次のとおりとする。

- 一 特定信書便役務の種類の変更及びこれに伴う事業計画記載事項の変更
 - 二 法第二条第七項第二号に係る特定信書便役務の提供区域又は区間の変更（減少するものに限る。）
 - 三 法第二十九条の規定に基づく特定信書便事業の許可又は法第三十三条において準用する法第十二条第一項の規定に基づく事業計画の変更の認可に係る第三十七条第二項第八号の書類により証された信書の送達の事業を行うことができる国の範囲内（地域である場合にあっては、当該地域の範囲内）における取扱地の変更
- 2 法第三十三条において準用する法第十二条第三項の規定による届出は、様式第六の届出書に、第三十七条に掲げる書類のうち事業計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添えて提出しなければならない。

(準用)

第四十条 第十一条、第十二条、第十四条から第十七条まで、第二十四条、第二十五条及び第二十七条から第三十四条までの規定は特定信書便事業者について準用する。この場合において、第十二条及び第十四条中「第七条」とあるのは「第三十七条」と、第十五条第五号及び第十六条第四号中「第七条第二項第八号及び第九号」とあるのは「第三十七条第二項第九号及び第十号」と、第十七条第四号中「第七条第二項第九号」とあるのは「第三十七条第二項第十号」と読み替えるものとする。

第四章 雑則

(報告書の提出)

- 第四十一条 法第三十六条第一項の規定により、一般信書便事業者又は特定信書便事業者は、毎事業年度の経過後百日以内に当該年度に係る営業報告書を、毎年七月十日までに前年四月一日から当年三月三十一日までの期間に係る事業実績報告書を提出しなければならない。
- 2 前項の営業報告書は、様式第二十の営業概況報告書、貸借対照表及び損益計算書によるものとし、同項の事業実績報告書は、様式第二十一の信書便事業実績報告書によるものとする。

(臨時の報告)

- 第四十二条 一般信書便事業者又は特定信書便事業者は、前条に定める報告書のほか、総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務局長を含む。以下同じ。）から、その事業に関し報告を求められたときは、報告書を提出しなければならない。
- 2 総務大臣又は総合通信局長は、前項の報告を求めるときは、報告書の様式、報告書の提出期限その他必要な事項を明示するものとする。

(立入検査の身分証明書)

第四十三条 法第三十六条第三項の証明書は、様式第二十二によるものとする。

(意見の聴取の公告及び予告)

第四十四条 総務大臣は、法第三十九条に規定する意見の聴取をしようとするときは、意見聴取会を開始すべき日の十日前までに、意見聴取会の期日、場所及び事案の要旨を公告するも

のとする。

- 2 総務大臣は、意見の聴取をしようとするときは、意見の聴取を開始すべき日の十日前までに、意見聴取会の期日、場所及び事案の要旨をその処分に係る者又はその異議申立人若しくは審査請求人に予告しなければならない。

（意見聴取会）

第四十五条 意見聴取会は、総務大臣の指名する職員が議長として主宰する。

- 2 議長は、必要があると認めるときは、関係行政庁の職員、学識経験者その他の参考人に対し、意見聴取会に出席を求めることができる。
- 3 利害関係人又はその代理人として意見聴取会に出席しようとする者は、文書をもって、当該事案について利害関係のあることを疎明しなければならない。
- 4 意見聴取会においては、最初に異議申立人若しくは審査請求人又はこれらの代理人に異議申立て又は審査請求の要旨及び理由を陳述させなければならない。
- 5 意見聴取会においては、異議申立人若しくは審査請求人又はこれらの代理人が出席しないときは、議長は異議申立て又は審査請求の朗読をもってその陳述に代えることができる。
- 6 異議申立人若しくは審査請求人、これらの利害関係人又はこれらの代理人は、意見聴取会において証拠を提示し、又は意見を述べることができる。
- 7 議長は、議事を整理するため必要があると認めるときは、陳述又は証拠の提示を制限することができる。
- 8 議長は、意見聴取会の秩序を維持するため必要があると認めるときは、その秩序を妨げ、又は不穏な言動をする者を退去させることができる。
- 9 議長は、必要があると認めるときは、意見聴取会を延期し、又は続行することができる。
- 10 議長は、前項の規定により意見聴取会を延期し、又は続行する場合は、次回の意見聴取会の期日及び場所を定め、これを公告し、異議申立人若しくは審査請求人又はこれらの代理人にこれを通知しなければならない。

（調書）

第四十六条 議長は、意見の聴取に際しては、調書を作成しなければならない。

- 2 調書には、次に掲げる事項を記載し、議長が署名しなければならない。
- 一 事案の件名
 - 二 意見聴取会の期日及び場所
 - 三 議長の職名及び氏名
 - 四 異議申立人若しくは審査請求人又はこれらの代理人の住所及び氏名
 - 五 出席した利害関係人又はその代理人の住所及び氏名
 - 六 出席した行政庁の職員、学識経験者その他の参考人の氏名
 - 七 陳述の要旨
 - 八 証拠が提示されたときは、その旨
 - 九 その他参考となるべき事項
- 3 異議申立人若しくは審査請求人又はこれらの代理人は、当該事案の調書を閲覧することができる。書面をもって当該事案について利害関係のあることを疎明した者及びその代理人も同様とする。

（権限の委任）

第四十七条 法第四十二条の規定により、特定信書便事業（その提供する信書便の役務のうちに二以上の総合通信局長の管轄区域にわたる役務又は国際信書便の役務を含むものを除く。）に関する総務大臣の権限（法第三十三条において準用する法第二十七条及び第二十八条（第一号の規定による許可の取消しに係るものに限る。以下この条において同じ。）、法第三十七

条並びに法第三十八条（法第三十三条において準用する法第二十七条及び第二十八条の規定による処分に係るものに限る。）に規定するものを除く。）は、総合通信局長に委任する。ただし、法第三十六条第一項及び第二項に規定する権限については、総務大臣が自ら行うことを妨げない。

（届出）

第四十八条 一般信書便事業者及び特定信書便事業者は、次の各号に掲げる場合に該当することとなったときには、その旨を当該各号に掲げる総務大臣又は総合通信局長に届け出なければならない。

- 一 法第六条又は第二十九条の規定により一般信書便事業又は特定信書便事業を開始した場合 当該一般信書便事業又は特定信書便事業の許可をした総務大臣若しくは総合通信局長
 - 二 法第十三条第一項（法第三十三条において準用する場合を含む。）に規定する一般信書便事業若しくは特定信書便事業の譲渡し及び譲受け又は同条第二項（法第三十三条において準用する場合を含む。）の規定による法人の合併若しくは分割が終了した場合 当該事項の認可をした総務大臣又は総合通信局長
 - 三 法第十五条第一項又は第三十二条の規定により休止していた一般信書便事業又は特定信書便事業を再開した場合 当該一般信書便事業の休止の許可をした総務大臣又は当該特定信書便事業の休止の届出を受理した総務大臣若しくは総合通信局長
 - 四 法第二十三条第一項（法第三十三条において準用する場合を含む。）の規定により信書便の業務の一部を委託していた一般信書便事業者又は特定信書便事業者がその委託を廃止した場合 当該委託を認可した総務大臣又は総合通信局長
 - 五 法第二十四条第一項又は第二十五条（これらの規定を法第三十三条において準用する場合を含む。）の規定により他の一般信書便事業者若しくは特定信書便事業者又は外国信書便事業者と協定又は契約を締結していた一般信書便事業者又は特定信書便事業者がその協定又は契約を廃止した場合 当該協定又は契約を認可した総務大臣又は総合通信局長
 - 六 法第二十六条又は第二十七条（これらの規定を法第三十三条において準用する場合を含む。）の規定による命令を実施した場合 当該命令を発した総務大臣又は総合通信局長
 - 七 一般信書便事業者又は特定信書便事業者たる法人であって、役員又は社員に変更があった場合 当該一般信書便事業又は特定信書便事業の許可をした総務大臣又は総合通信局長
- 2 前項の届出は、届出事由の発生した後遅滞なく（同項第七号に掲げる場合（代表権を有しない役員又は社員に変更があった場合に限る。）にあっては前年七月一日から六月三十日までの期間に係る変更について毎年七月三十一日までに）行わなければならない。
- 3 第一項の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。この場合において、当該届出事項に関し、法人の設立、合併又は分割があったときは、その登記簿の謄本、役員又は社員に変更があったときは、新たに役員又は社員になった者が法第八条第一号及び第二号の規定に該当しない旨の宣誓書を添付しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 届出事項
 - 三 届出事由の発生の日

（書類の提出）

第四十九条 法及びこの省令の規定により総合通信局長に提出すべき申請書又は届出書は、それぞれ当該事案の関する土地を管轄する総合通信局長に提出しなければならない。

- 2 法及びこの省令の規定により総務大臣に提出すべき申請書又は届出書は、申請又は届出をしようとする者の住所を管轄する総合通信局長を経由して提出することができる。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成十五年三月三十一日総務省令第六十五号）

この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成十六年三月十九日総務省令第四十二号）

この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成十八年四月二十六日総務省令第七十五号）

この省令は、会社法（平成十七年法律第八十六号）の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。

附 則（平成十九年三月三十一日総務省令第五十号）

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二十年十一月二十八日総務省令第百二十七号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）の施行の日（平成二十年十二月一日）から施行する。

別表（第四条関係）略



信書便に関するお問い合わせ先

名 称	管轄区域	住 所	電話番号・FAX・E-mail
北海道 総合通信局	北海道	〒060-8795 札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎12階	信書便監理官 TEL: 011-709-2311(内線: 4684) FAX: 011-709-2481 E-mail: sinsyobin-hokkaido@soumu.go.jp
東北 総合通信局	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県	〒980-8795 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎12階	信書便監理官 TEL: 022-221-0631 FAX: 022-221-0612 E-mail: tohoku-shinshobin@soumu.go.jp
関東 総合通信局	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県	〒102-8795 千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎22階	信書便監理官 TEL: 03-6238-1642 FAX: 03-6238-1649 E-mail: kanto-shinsyobin@soumu.go.jp
信越 総合通信局	新潟県 長野県	〒380-8795 長野市旭町1108 長野第1合同庁舎5階	信書便監理官 TEL: 026-234-9932 FAX: 026-234-9969 E-mail: shinetsu-shinshobin@soumu.go.jp http://www.soumu.go.jp/soutsu/shinetsu/sbt/tsusin/shinsyo/shinsyo_index.htm
北陸 総合通信局	富山県 石川県 福井県	〒920-8795 金沢市広坂2-2-60 金沢広坂合同庁舎6階	信書便監理官 TEL: 076-233-4428 FAX: 076-233-4419 E-mail: d-pba@soumu.go.jp http://www.soumu.go.jp/soutsu/hokuriku/shinshobin/index.html
東海 総合通信局	岐阜県 静岡県 愛知県 三重県	〒461-8795 名古屋市東区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館4階	信書便監理官 TEL: 052-971-9116 FAX: 052-971-9118 E-mail: info-tokai@soumu.go.jp http://www.soumu.go.jp/soutsu/tokai/sinsyobin/index.html
近畿 総合通信局	滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県	〒540-8795 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館4階	信書便監理官 TEL: 06-6942-8596 FAX: 06-6942-1849 E-mail: kinki-shinsyobin@soumu.go.jp http://www.soumu.go.jp/soutsu/kinki/shinsyo/index.html
中国 総合通信局	鳥取県 島根県 岡山県 広島県	〒730-8795 広島市中区東白島町19-36 1階	信書便監理官 TEL: 082-222-3400 FAX: 082-221-0075 E-mail: chugoku-shinsyobin@soumu.go.jp http://www.soumu.go.jp/soutsu/chugoku/shinsyo/index.html
四国 総合通信局	徳島県 香川県 愛媛県 高知県	〒790-8795 松山市宮田町8-5 6階	信書便監理官 TEL: 089-936-5031 FAX: 089-936-5007 E-mail: shikoku-shinshobin@soumu.go.jp http://www.soumu.go.jp/soutsu/shikoku/kobetsukoumoku/shinsyobin.html
九州 総合通信局	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県	〒860-8795 熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎A棟11階	信書便監理官 TEL: 096-326-7848 FAX: 096-356-3523 E-mail: kyusyu-shinshobin@soumu.go.jp http://www.soumu.go.jp/soutsu/kyushu/other/
沖縄総合 通信事務所	沖縄県	〒900-8795 那覇市旭町1-9 カフーナ旭橋B-1街区5階	信書便監理官 TEL: 098-865-2388 FAX: 098-865-2311 E-mail: okinawa-shinshobin@soumu.go.jp http://www.soumu.go.jp/soutsu/okinawa/sinsiyo/top.html

総務省 情報流通行政局 郵政行政部 信書便事業課

〒100-8926 千代田区霞ヶ関2-1-2 TEL: 03-5253-5974・5976 FAX: 03-5253-5979

E-mail: shinshobin@soumu.go.jp ホームページ: http://www.soumu.go.jp/yusei/shinsyo_top.html